

〔中古車の価格と新車の価格の併記〕

Q. 安さを訴求するため、中古車の販売価格に新車時の販売価格を併記したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

スカーレット1.5MⅡ 2WD CVT

車両価格 145万円

(新車時 車両本体価格：190万円)



■初度登録：2019年
■走行距離：12,000km
■検 2022年12月
.....
.....

A. 中古車の価格に新車（時）の価格を併記することはできません。

中古車は一旦登録され、また、使用に供された商品であり、新車と中古車は品質や経済価値が異なる商品です。（一旦登録された「登録（届出）済未使用車」も同様です。）

中古車の価格に新車（時）の価格を併記することは、新車と中古車の価格比較を促すこととなりますが、消費者には、その中古車の品質や経済価値が新車時のものに比べ、どれくらい違いがあるのかわからない（消費者の情報量は販売事業者に比べ極端に少ない）ため、その価格差だけによって「安い」と誤認するおそれがあります。

したがって、中古車の価格に新車（時）の価格を併記することはできません。

＜中古車の二重価格表示についての考え方＞

二重価格表示は、事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示するものであり、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択と事業者間の価格競争の促進に資する面があります。

しかし、「同一ではない商品の価格」との二重価格表示が行われる場合は、販売価格と比較対照価格との価格差には、商品の品質等の違いも反映されているため、二重価格表示で示された価格差のみにより販売価格の安さを評価することが難しく、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える不当表示に該当するおそれがあります。

比較対照価格としては、一般的に「過去の販売価格」、「競争事業者の販売価格」、「希望小売価格（新車時価格）」が用いられますが、中古車については、以下のような商品特性から、「同一の商品」についての価格比較が困難であると言えるため、不当な二重価格表示に該当するおそれがありますので、行わないでください。

①「過去の販売価格」を比較対照価格とする場合

車両の品質劣化や車検残及び自賠責保険・自動車税（種別割）の未経過分の減少等により経済価値が下落するなど、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品である

②「競争事業者の販売価格」を比較対照価格とする場合

車名や年式、走行距離等が同じであっても、使用状況等により一台毎に品質が異なる商品であり、同一の商品の市価や特定の競争事業者の販売価格を算定することが困難な商品である

③「希望小売価格（新車時価格）」を比較対照価格とする場合

中古車は一旦登録され、また、使用に供された商品であり、新車とは品質や経済価値が異なる商品である